

廃掃法改正案 衆議院を通過

有効期間延長は7年が有力

通常国会に提出され、廃棄物処理法の一部改正案が4月20日、衆議院を通過した。16日に行われた同院環境委員会では、全会一致で原案のとおり可決した。

事業の実施能力、実績を勘査して廃棄物処理業許可の有効期間を延長する特例について、大谷信盛政務官は同委員会の質疑の中で、「(延長は)7年が一つの目安」と語り、その判断材料となる優良性評価制度の見直しについて「廃棄物処理法に違反していない」『事業計画や施設に関する情報をインターネット上で公表している』『電子マニアック等を使用している』は必須になると述べた。

建設系廃棄物の排出事業者責任を元請け業者に一元化する際の例外規定について、小沢

鉢に環境大臣は「排出事業者責任の一元化に伴い、排出事業者でも事業の実施能力、実績を勘査して廃棄物処理業許可の有効期間を延長する特例について、大谷信盛政務官は同委員会の質疑の中で、「(延長は)7年が一つの目安」と語り、その判断材料となる優良性評価制度の見直しについて「廃棄物処理法に違反していない」『事業計画や施設に関する情報をインターネット上で公表している』『電子マニアック等を使用している』は必須になると述べた。

改正案には、国外廃棄物の輸入について、他人に委託して適正処理する業者に「元請け業者が自ら処理するか、許可業者に処理を委託することが原則」と述べた。

改正案には、国外廃棄物の輸入について、他人に委託して適正処理する業者に「元請け業者が自ら処理するか、許可業者に処理を委託することが原則」と述べた。

解説 優良性評価制度

環境省令に基づき2005年4月に施行し、許可更新時等の際に、処理業者の任意に基づき、都道府県等の知事が国に定めた評価基準に適合しているかを確認する。評価基準は①順送性(申請区

等の認証取得)、確認を受けると、許可証に記載されるほか、許可更新時等の申請書類の一部が省略できる。許可更新時等以外にも適合した。許可更新時等の際に、処理業者の任意に基づき、都道府県等の知事が国に定めた評価基準に適合しているかを確認する。評価基準は①順送性(申請区

等の認証取得)、確認を受けると、許可証に記載されるほか、許可更新時等の申請書類の一部が省略できる。許可更新時等以外にも適合した。許可更新時等の際に、処理業者の任意に基づき、都道府県等の知事が国に定めた評価基準に適合しているかを確認する。評価基準は①順送性(申請区

平成22年4月26日
週間循環経済新聞